

評価実施要領

宮崎県立農業大学校

第1 趣旨

この要領は、学校教育法第42条及び第43条に基づき、宮崎県立農業大学校（以下「大学校」という。）の学校評価を実施するために必要な事項を定める。

第2 学校評価の実施

大学校は、学校運営の改善に資するため、大学校の運営状況について内部評価運営委員会（大学校職員で構成）が自ら評価（以下「内部評価」という。）し、その結果を基に、外部評価委員会（保護者、卒業生、農業者、学識経験者等）が評価（以下「外部評価」という。）するものとする。

また、その結果をホームページ等で公表するものとする。

第3 実施方法等

1 大学校評価システムの基本姿勢

- (1) 大学校は、この評価システムにより、大学校の現状と課題を再確認し、職員、学生、保護者並びに関係者が一体となって、より良い大学校づくりに取り組むものとする。
- (2) 大学校評価は、学校の取り組みを規準とし学生の評価を行うものではない。
- (3) 大学校評価システムは、内部評価運営委員会が内部評価し、その結果を基に外部評価委員会による外部評価を受けることを基本とする。

2 大学校評価の推進組織の整備

(1) 内部評価運営委員会の設置

校長は、大学校評価システムの運営を行うとともに、外部評価結果に伴う改善・更新を推進するため、大学校内に、校長及び校長が指定した者からなる内部評価運営委員会を設置するものとする。

(2) 外部評価委員会の設置

校長は、当該年度の達成状況に関して、意見交換を通じて評価を行い、大学校の自律的改善を図るため、校長が依頼した者からなる外部評価委員会を設置するものとする。委員は、保護者、卒業生、農業者、学識経験者等から構成し、委員長は互選により、その任期は校長の依頼の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 重点目標、評価項目の決定

校長は学校教育目標、重点目標、当該年度の評価項目を決定し、別に定める大学校評価システムシート様式に必要事項を記載するものとする。

4 評価等の実施

大学校は、当該年度の達成目標である評価項目についての達成状況を内部評価し、年度末までにその結果を踏まえた外部評価を通じて、大学校評価を行うものとする。

5 評価結果の活用

校長は、上記4の評価結果をもとに、当該年度の成果と改善すべき課題を分析し、次年度以降の重点目標や評価項目等に反映させるほか、更なる改善に生かすものとする。

第4 重点目標、評価項目等及び評価結果の公表

1 重点目標、評価項目等の公表

大学校は、重点目標、評価項目等を決定したときは、必要事項を記載したシステムシートやその他の資料により速やかに公表するものとする。

2 評価結果の公表

大学校は、内部評価結果及び外部評価結果を速やかに公表するものとする。この場合において、当該年度の評価結果を、その次年度の早い時期に、次年度の重点目標、評価項目等と併せて公表するものとする。

3 公表の方法

重点目標、評価項目等及び評価結果の公表は、保護者や農業関係者、関係機関等に広く伝えることができるよう、大学校のホームページへの掲載など適切な方法で行うものとする。

第5 実施上の注意事項

- 1 校長は、大学校評価システムの趣旨等について、職員の共通理解が得られるよう努めるものとする。
- 2 評価項目及び具体的方策は、重点目標に対する大学校の現状と課題を整理し、具体的で分かりやすく設定するものとする。
- 3 評価指標は、成果を評価できるよう、具体的で分かりやすく設定するものとする。
- 4 評価結果の公表に当たっては、その内容・表現等について必要な配慮を行うとともに、個人情報の取扱に十分注意する。

第6 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- 2 この要領は、平成26年4月1日から実施する。